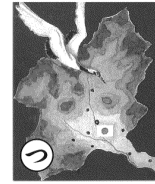




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月26日(木) 号外(第6号)

目次

ページ

規 則

○群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 (デジタルトランスフォーメーション課)	3
○群馬県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則(総務課)	4
○群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (健康福祉課)	4
○群馬県医師確保修学研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(医務課)	4
○群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(同)	8
○群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(同)	10
○群馬県医師研究資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(同)	14
○群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則の一部を改正する規則(国保医療課)	16
○群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則(廃棄物・リサイクル課)	17
○群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(林政課)	46
○群馬県立農林高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(農業構造政策課)	46
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(地域企業支援課)	47
○群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (観光リトリート推進課)	49
○群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則(都市整備課)	55
○群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(住宅政策課)	57
○群馬県公契約条例施行規則(会計管理課)	60
○群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(同)	61

告 示

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示の一部改正(国保医療課)	62
---	----

教育委員会規則

○群馬県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則(総務課)	63
○群馬県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則(同)	63
○群馬県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(同)	63

公安委員会規則

○群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	65
---	----

警察本部告示

○群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則の一部を改正する告示(警務課)	65
---	----

企業管理規程

○群馬県行政手続条例施行規程の一部を改正する規程(企業局総務課) 67

病院管理規程

○群馬県行政手続条例施行規程の一部を改正する規程(病院局経営戦略課) 67

第八条 条例第八条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条に規定するもののほか、知事が別に定めるものとする。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第二十二号

群馬県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県行政手続条例施行規則(平成八年群馬県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(公示の方法による通知の方法)

第三条 群馬県行政手続条例第十五条第四項(同条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と公示事項(同条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第二十三号

群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例施行規則(昭和五十九年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

群馬県衛生環境研究所手数料条例施行規則

第一条中「群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例」を「群馬県衛生環境研究所手数料条例」に改める。
第三条中「又は群馬県食品安全検査センター所長」を削る。
第六条第二号中「又は群馬県食品安全検査センターの」を「の」に改め、「又は群馬県食品安全検査センター名」を削る。

別記様式第一号中

(翻本)

(翻本(五七)十番)

を

(翻本)

に、「又は群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料」を「並びに」に改める。
別記様式第二号中「五七」を「五七」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県医師確保修学研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県規則第二十四号

群馬県医師確保研修学修修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県知事 山本 一 太

群馬県医師確保研修学修修資金貸与条例施行規則(平成十八年群馬県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院で、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者が開設するもの
- 二 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百五十八号)第三条第一項第一号に規定する基幹型臨床研修病院及び同項第二号に規定する協力型臨床研修病院
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして知事が認めるもの

第四条中「受けようとする者」の下に「(以下この条において「申請者」という。)」を加え、同条の表条例第二条第一号に該当する者の項第一号中「戸籍抄本」を「申請者の身分を証する書類」に改め、同項第三号中「大学院の在学証明書」を「申請者の修学状況を証する書類」に改め、同項第四号中「医師免許証」を「申請者の医師免許証」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 保証人となる者の身分を証する書類
 第四条の表条例第二条第二号に該当する者の項第一号中「戸籍抄本」を「申請者の身分を証する書類」に改め、同項第四号中「医師免許証」を「申請者の医師免許証」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 保証人となる者の身分を証する書類
 第八条中「二月ごと」にその期間分を「一年一回、」に改め、同条ただし書中「当該契約に係る最初の修学研修資金を貸与するとき又は」を削る。
 第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十二条第一項第一号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条の規定による休業又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。
 第十三条第二項中「申請書等」を「書類」に改める。
 第十五条第一項中「書面」を「書類」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改め、同項第三号中「に従事したとき、」を「の従事を開始したとき、又は」に改め、「又は勤務先に変更があったとき」を削り、同条第二項中「現在の」の下に「勤務等の」を加え、「により」を「にその事実を証する書類を添えて」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。
 (添付書類の写しの提出)

第十七条 この規則の規定により申請書、届出書等に添付しなければならない書類は、

その原本に代えて、当該書類の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。)を提出することができる。ただし、知事が原本の提出を必要と認めるときは、この限りでない。別表を削る。

別記様式第一号中「あて」を「宛て」に改め、「印」を「印」を削り、

「なお、貸与を受けることとなつた上は、同条例及び群馬県医師確保研修学修修資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する特定診療科業務に特定病院において所定の期間従事することを誓います。」

「なお、貸与を受けることとなつた上は、同条例及び群馬県医師確保研修学修資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する特定診療科業務に特定病院において所定の期間従事することを誓います。また、群馬県が修学研修資金の貸与審査、管理及び返還免除要件の確認の目的の範囲内で、私の個人情報(大学院、勤務先、関係する官公署等への照会を含む。)することに同意します。」

「住所及び番
 び号
 〒 ()
 ー」

「住所及び番
 び号
 〒 ()
 ー」

氏名	フリガナ	生年月日	出生年月日
	姓 名	年 月 日	年 月 日
住所	本人との続柄	職業	業 所
			(電話)
職 業	職 業	勤 務 先	勤 務 先
所得	所得(税引前)	所得(税引前)	所得(税引前)
	円	円	円

いることに相違ありません。

別記様式第二十一号中「あて」を「宛て」に改め、「印」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第一号、別記様式第八号、別記様式第十一号、別記様式第十二号の二、別記様式第十三号及び別記様式第十四号の規定は、令和八年四月一日以後に修学研修資金の貸与を受けた者について適用し、同日前に修学研修資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十五号

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十一年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第六条」を「以下この条及び第六条」に改め、同条第一号中「戸籍抄本」を「申請者の身分を証する書類」に改め、同条第二号中「保証書(別記様式第二号)」を「身分を証する書類」に改める。

第八条中「二月ごとにその期間分を」を「年一回」に改め、「同条ただし書中」を「該契約に係る最初の修学資金を貸与するとき又は」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十二条第一項第五号中「後期研修」を「専門研修」に改める。

第十五条第一項中「書面」を「書類」に改め、同条第二項中「現在の」の「に」を「勤務等の」を加える。

別記様式第二十号中「あて」を「宛て」と改め、「印」を削る。

「なお、貸与を受けることとなった上は、同条例及び群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格し、かつ、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から特定病院において臨床研修に従事し、当該臨床研修の修了後引き続き特定病院において医師としての業務に従事することを誓います。」

「なお、貸与を受けることとなった上は、同条例及び群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格し、かつ、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から特定病院において臨床研修に従事

し、当該臨床研修の修了後引き続き特定病院において医師としての業務に従事することを誓います。
また、群馬県が修学資金の貸与審査、管理及び返還免除要件の確認の目的の範囲内で、私の個人情報(収集・利用(大学、勤務先、関係する官公署等)への照会を含む。)することに同意します。」

連帯保証人	住	業	ふりがな	氏名	生年月日	本人との続柄
			所在地	職名	年 月 日	
連帯保証人	住	業	ふりがな	氏名	生年月日	本人との続柄
			所在地	職名	年 月 日	
参考事項	所得額(税込額)	円	年収	円	年収	円
	参 考 事 項					

注 連帯保証人の欄は、連帯保証人2名がそれぞれ署名し、記入すること。

連帯保証人	住	業	ふりがな	氏名	生年月日	本人との続柄
			所在地	職名	年 月 日	
連帯保証人	住	業	ふりがな	氏名	生年月日	本人との続柄
			所在地	職名	年 月 日	
参考事項	所得額(税込額)	円	年収	円	年収	円
	参 考 事 項					

職名	
所得額 (税込額)	年間 円
参考事項	

注 連帯保証人の欄は、連帯保証人本人が署名し、記入すること。

「2のみ」や「提出不要」及び「戸籍抄本」や「申請者の身分を証する書類」及び

「保証書 (別記様式第2号)」や「身分を証する書類」及び

「別記様式第2号」を提出すること。

別記様式第2号 削除

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

「別記様式第2号」を提出すること。

連帯保証人 住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

「氏名
連帯保証人

ひがひ。

住所
氏名

」

別記様式第十五号中「あて」を「宛て」に改め、「印」を削り、

「変更年月日」を「年 月 日」を

「変更年月日」を「年 月 日」に改

注 変更のあった部分のみ記載してください。

ぬ。

別記様式第十六号中「あて」を「宛て」に、「氏名」を「氏名」を「氏名」を

「上記のとおり相違ありません。」を

「添付書類

1 卒業の場合は、卒業証書の写し又は卒業証明書の写し

2 退学の場合は、退学証明書の写し

注 添付書類が添付できない場合、以下、大学証明欄に大学の証明を受け、改めること。

【大学証明欄】

上記のとおり相違ありません。

ぬ。

別記様式第十七号中「あて」を「宛て」に、「氏名」を「氏名」を「氏名」を

「上記のとおり相違ありません。」を

「添付書類

1 休学の場合は、大学が発行する休学許可書の写し

2 停学の場合は、大学が発行する停学の事実が分かる書類の写し

注 添付書類が添付できない場合、以下、大学証明欄に大学の証明を受け、改めること。

【大学証明欄】

上記のとおり相違ありません。

ぬ。

別記様式第十八号中「あて」を「宛て」に、「氏名」を「氏名」を「氏名」を

「上記のとおり相違ありません。」を

「添付書類

大学が発行する復学の事実が分かる書類の写し

注 添付書類が添付できない場合、以下、大学証明欄に大学の証明を受け

改めること。

【大学証明欄】

上記のとおり相違ありません。

ぬ。

別記様式第十九号中「あて」を「宛て」に、「氏名」を「氏名」を「氏名」を「後期研修」を「専門研修」に改める。

別記様式第二十号中「あて」を「宛て」に改め、「印」を削り、「死亡診断書又は戸籍抄本」を「死亡診断書の写し又は戸籍抄本の写し」に改める。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第六号、別記様式第八号、別記様式第十号、別記様式第十一号及び別記様式第十二号の規定は、令和八年四月一日以後に修学資金の貸与を受けた者について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十六号

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則（平成二十二年群馬県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第六条」を「以下この条及び第六条」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改める。

一 申請者の身分を証する書類

二 保証人となる者の身分を証する書類

三 申請者の修学状況を証する書類

四 条例第二条に規定する生計を一にする者の所得状況を証する書類

第八条中「二月ごとにその期間分を」を「年一回、」に改め、同条ただし書中「当該契約に係る最初の修学資金を貸与するとき、又は」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十二条第一項第二号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条の規定による休業又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項第五号中「後期研修」を「専門研修」に改める。

第十五条第一項中「書面」を「書類」に改め、同条第二項中「現在の」の下に「勤

「勤務証明書」や「勤務証明書 (提出は未届出分のみ)」に捺印。
氏名 印

連帯保証人 住所 印

連帯保証人 住所 印

連帯保証人 住所 印

連帯保証人 住所 印

氏名 住所 印

連絡先 (電話番号)

連絡先 (電話番号)

メールアドレス

変更年月日 年 月 日

変更年月日 年 月 日

添付書類 氏名、本籍又は住所を変更する場合、その事実を証明する書類

上記のとおり相違ありません。

添付書類

- 1 卒業の場合 大学が発行する卒業の事実が分かる書類
 - 2 退学の場合 大学が発行する退学の事実が分かる書類
- 注 添付書類が添付できない場合、以下、大学証明欄に大学の証明を受けること。

【大学証明欄】

上記のとおり相違ありません。

氏名 印

上記のとおり相違ありません。

- 1 休学の場合 大学が発行する休学許可書
 - 2 停学の場合 大学が発行する停学の事実が分かる書類
- 注 添付書類が添付できない場合、以下、大学証明欄に大学の証明を受けること。

【大学証明欄】

上記のとおり相違ありません。

氏名 印

上記のとおり相違ありません。

添付書類

大学が発行する復学の事実が分かる書類

注 添付書類が添付できない場合、以下、大学証明欄に大学の証明を受けること。

【大学証明欄】

上記のとおり相違ありません。

氏名 印

「状況」や「勤務等の状況」

「上記のとおり相違ないことを証明します。」

添付書類

- 1 勤務証明書

注 4月1日現在から過去1年間の勤務を証明できるもの。ただし、過去1年間異動がない場合はこれによらず、以下、勤務先証明欄への記載で可とする。

【勤務先証明欄】

上記の者は 年 月 日から 年 月 日まで勤務していることに相違ありません。

氏名

氏名 住所

氏名

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
 2 改正後の別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第六号、別記様式第八号、別記様式第十号、別記様式第十一号及び別記様式第十二号の規定は、令和八年四月一日以後に修学資金の貸与を受けた者について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

群馬県医師研究資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十七号

群馬県医師研究資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県医師研究資金貸与条例施行規則（平成二十三年群馬県規則第六号）の一部を次のように改正する。
 第三条各号列記以外の部分中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院で、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する都道府県市町村その他厚生労働大臣の定める者が開設するもの
- 二 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第三条第一項第一号に規定する基幹型臨床研修病院及び同項第二号に規定する協力型臨床研修病院
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして知事が認めるもの

第四条第二号中「保証書（別記様式第三号）」を「身分を証する書類」に改める。
 第六条第一項中「に当たって」を削り、「のほか、必要に応じて面接等による審査を」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。
 ただし、知事が特に必要と認める場合には、面接等による選考を併せて行うことができる。

第八条中「一括して」を「前条の契約に基づき、年一回、口座振替の方法により」に改め、同条に次のただし書を加える。
 ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条第一項第二号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条の規定による休業又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第十二条第二項中「申請書」を「書類」に改める。

第十四条第一項中「書面」を「書類」に改め、同項第二号中「再開し」を削り、同条第二項中「現在の」の下に「勤務等の」を加える。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（期間の計算方法）

第十五条 条例第六号第一号に規定する特定診療科業務に従事した期間の計算は、月数によるものとし、当該特定診療科業務への従事を開始した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入する。この場合において、特定診療科業務に従事しなくなった日の属する月に再び特定診療科業務への従事を開始したときは、その月は一月として計算し、前後の期間を通算するものとする。

2 前項の規定により計算した期間に、休職又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始した日の属する月から、当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を同項の規定により計算した期間から控除するものとする。
 別表を削る。

別記様式第一号中「あて」を「宛て」に改め、「印」を削り、
 「なお、貸与を受けることとなった上は、同条例及び群馬県医師研究資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、特定病院において特定診療科の医師として業務に従事することを誓います。」
 「なお、貸与を受けることとなった上は、同条例及び群馬県医師研究資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、特定病院において特定診療科の医師として業務に従事することを誓います。」

「なお、貸与を受けることとなった上は、同条例及び群馬県医師研究資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、特定病院において特定診療科の医師として業務に従事することを誓います。」
 また、群馬県が研究資金の貸与審査、管理及び返還免除要件の確認の目的の範囲内で、私の個人情報収集・利用（大学院、勤務先、関係する官公署等への照会を含む。）することに同意します。」

生 年 月 日	年 月 日	(満 歳)
現 住 所	(電話番号))
籍 省 先 住 所	(電話番号))

生 年 月 日	年 月 日	(満 歳)
現 住 所	(電話番号))
メー ル ア ド レ ス		
籍 省 先 住 所 及 び 電 話 番 号	(電話番号))

ふりがな		
生年月日	年 月 日生	年 月 日生
本人との続柄		
住所	〒 (電話番号 - - -)	〒 (電話番号 - - -)
職業		
所在地		
勤務先		
職名		
収入額 (税込額)		
参考事項		

注 連帯保証人の欄は、連帯保証人2名がそれぞれ署名し、記入すること。

ふりがな		
生年月日		年 月 日生
本人との続柄		
住所	〒 (電話番号 - - -)	
メールアドレス		
職業		
所在地		
勤務先		
職名		
所得額 (税込額)	年間	円
参考事項		

注 連帯保証人の欄は、連帯保証人本人が署名し、記入すること。

「保証書 (別記様式第3号)」や「身分を証する書類」に捺印。

開設者又は管理者の氏名」や「代表者氏名」に捺印。
 別記様式第3号 削除
 「氏名 印」

連帯保証人 住所 氏名 印
 住所 氏名 印

住所	〒 (電話番号 - - -)
----	-----------------

住所	〒 (電話番号 - - -)
----	-----------------

メールアドレス	
---------	--

「収入額」や「所得額」に
 変更年月日

「変更年月日」
 添付書類
 保証人となる者の身分を証する書類
 捺印。

「貸与日」や「支払日」に
 「連帯保証人」住所 氏名 印

連帯保証人 住所 氏名 印
 「連帯保証人」住所 氏名 印

別記様式第8号 削除
 「氏名 印」

「あて」や「宛て」に
 「氏名 印」

「あて」や「宛て」に
 「氏名 印」

「連帯保証人」住所 氏名 印

住所 氏名 住所 氏名
 連帯保証人 住所 氏名
 住所 氏名

「産前産後休業又は」を記す。
 別記様式第十六号中「あて」を「宛て」に改め、「印」を削る。

住所 氏名
 連帯保証人 住所 氏名
 住所 氏名

「業務上の理由による死亡又は心身の故障のため」
 「死亡又は心身の故障のため」

- 3 災害のため
- 4 その他 ()
- 5 死亡又は心身の故障のため
- 6 災害のため
- 7 その他 ()

別記様式第十六号中「あて」を「宛て」に改め、「印」を削る。
 住所 氏名
 連帯保証人 住所 氏名
 住所 氏名

職	
連絡先	(電話番号) — — — —)
連絡先	(電話番号) — — — —)
メールアドレス	

業	
---	--

変更年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日

注 変更のあった部分のみ記載してください。
 別記様式第十六号中「あて」を「宛て」に改め、「印」及び「・再開」を削る。
 別記様式第十六号中「あて」を「宛て」に改め、「氏名」を「氏名」に改め、「状況」を「勤務等の状況」に改め、「勤務先医療機関」を「勤務先」に改め、所在地、開設者又は管理者、電話番号を削る。

勤務先の長 住所 氏名
 別記様式第十八号中「あて」を「宛て」に改め、「印」を削り、「死亡診断書又は戸籍抄本」を「死亡診断書の写し又は戸籍抄本の写し」に改め、

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 改正後の別記様式第一号、別記様式第四号、別記様式第七号、別記様式第十号、別記様式第十一号及び別記様式第十二号の規定は、令和八年四月一日以後に研究資金の貸与を受けた者について適用し、同日前に研究資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十八号

群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則の一部を改正する規則
 群馬県国民健康保険事業費納付金の徴収に関する規則(平成三十年群馬県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

介護納付金納	介護納付金納	子ども・子育て支援納付金納付金
--------	--------	-----------------

別記様式中

田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田

に改め

る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十九号

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例(令和八年群馬県条例第二十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(再生資源物を積み上げる作業の用に供することができる機械)

第三条 条例第二条第二号の再生資源物を積み上げる作業の用に供することができる機械のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 油圧シヨベルその他これに類する機械で知事が定めるもの
- 二 フォークリフト(フォークその他の荷を積載する装置(この号において「フォーク等」という。))を最も高く上昇させた場合における当該フォーク等の高さ(三メートルを超えるものに限る。)
- (再生資源物屋外保管業の許可証)
- 第四条 知事は、条例第七条第一項又は条例第十一条第一項の許可をしたときは、再生資源物屋外保管業許可証(別記様式第一号)を交付するものとする。
- (許可の申請)
- 第五条 条例第七条第二項の申請書は、再生資源物屋外保管業許可申請書(別記様式第二号)とする。
- 2 条例第七条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 再生資源物屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
 - 三 再生資源物屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - 四 再生資源物屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し
 - 五 条例第七条第一項の許可を申請する者(以下「申請者」という。)が再生資源物屋外保管事業場の土地の所有権(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原)を有することを証する書類
 - 六 申請者が条例第八条第三号イからヨまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - 七 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五の国籍等)の記載があるものに限る。以下この項において同じ。)
 - ロ 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者(以下「未成年者」という。)である場合には、その法定代理人の住民票の写し(その法定代理人が法人である場合には、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。))並びにその役員の住民票の写し)
 - 八 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類
 - イ 定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)
 - ロ 役員の住民票の写し
 - ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあつては、その者の住民票の写し(その者が法人である場合にあつては、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。))
- 九 申請者に第八条の使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 十 次に掲げる事項を記載した標準作業書

- イ 再生資源物屋外保管事業場の維持に関する計画
 - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法
 - ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法
 - ニ 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止する方法
 - ホ 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止する方法
 - ヘ 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法
 - ト 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法
 - チ その他知事が定める事項
- 3 条例第七条第二項第四号の規則で定める区分は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 金属スクラップ（保管物が金属のみの場合をいう。）
 - 二 プラスチック類（保管物がプラスチックのみの場合をいう。）
 - 三 雑品スクラップ（前二号に掲げる物以外の場合をいう。）
 - 4 条例第七条第二項第五号の規則で定める保管の方法は、次に掲げるものとする。
 - 一 保管物を積み上げる高さ
 - 二 保管の作業の方法及び手順
 - 三 積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力
 - 5 条例第七条第二項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 破砕等の場所の位置及び面積
 - 二 破砕等の種類及び方法
 - 三 破砕等の作業の方法及び手順
 - 四 破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力
 - 6 条例第七条第二項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
 - 二 申請者が法人である場合には、次に掲げる事項
 - イ 役員の氏名及び住所
 - ロ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、その者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額
 - 三 申請者に第八条の使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
 - 四 条例第十六条の現場責任者の氏名及び連絡先
- （心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者）
- 第六条 条例第八条第三号イの規則で定める者は、精神の機能の障害により、再生資源物屋外保管業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

- 行うことができない者とする。
- （生活環境の保全を目的とする法令）
- 第七条 条例第八条第三号ニの規則で定める法令は、次のとおりとする。
- 一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
 - 二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
 - 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）
 - 四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号）
 - 五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
 - 六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）
 - 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八十号）
 - 八 ダイオキシンの類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）
 - 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）
 - 十 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）
 - 十一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）
- （使用人）
- 第八条 条例第八条第三号チ、ワ及びカの規則で定める使用人は、申請者の使用人であつて、次に掲げるものの代表者であるものとする。
- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - 二 前号に掲げるもののほか、再生資源物屋外保管業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- （保管物の保管の高さ）
- 第九条 条例第十条第二号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める高さとする。
- 一 再生資源物（当該再生資源物と一体的に保管される物品を含む。）を保管する場所（以下「保管場所」という。）の周囲に設置した囲い（以下「保管場所の囲い」という。）がない場合又は保管場所の囲いに保管物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合、当該保管場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管場所の区画の境界線又は保管場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に對し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの
 - 二 保管場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。）直接負荷部分の上端から下方に引いた垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（この条において「基準線」という。）から当該保管場所の側の任意

の点ごとに、次のイに規定する高さ(当該保管場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの)又は五メートルのうちいずれか低いもの
 イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
 ロ 前号に規定する高さ

三 三方にある保管場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイからハまでに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管場所の当該三方以外の方向から、再生資源物屋外保管業の用に供する施設(当該保管場所を除く。)又は再生資源物屋外保管事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ
 ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ
 ハ 五メートル

(火災の発生又は延焼を防止するための措置)

第十条 条例第十条第三号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 第五条第三項第三号の雑品スクラップに区分される保管物(以下この条において「雑品スクラップ」という。)に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合には、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
 二 雑品スクラップを保管する場所一区画当たりの面積を二百平方メートル以下とする。

三 雑品スクラップを保管する場所が隣接する場合には、相互の間隔を二メートル以上とすること(隣接する場所に仕切りが設けられている場合を除く。)
 四 その他知事が必要と認める措置

(変更の許可の申請等)

第十一条 条例第十一条第一項の規定による変更の許可の申請は、再生資源物屋外保管業変更許可申請書(別記様式第三号)を提出して行わなければならない。

2 前項の再生資源物屋外保管業変更許可申請書には、第五条第二項第四号から第九号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

- 一 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 二 変更後の再生資源物屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- 三 変更後の再生資源物屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 四 第五条第二項第十号に掲げる事項を記載した変更後の標準作業書

3 条例第十一条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 再生資源物屋外保管事業場の所在地の変更
- 二 再生資源物屋外保管事業場の敷地面積の変更(当該面積を増大させる場合に限る。)

三 保管場所の面積の変更(当該面積を増大させる場合に限る。)
 四 条例第七条第二項第五号に規定する保管物を積み上げる高さの変更(当該高さを増大させる場合に限る。)

五 第五条第二項第十号に掲げる事項の変更(当該事項の変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しない場合を除く。)

六 第五条第三項で定める区分の変更
 七 第五条第四項第三号に規定する機械の種類、数量及び能力の変更(当該機械の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合に限る。)

八 第五条第五項第二号に規定する破砕等の種類及び方法又は同項第三号に規定する破砕等の作業の方法及び手順の変更(これらの破砕等をしないこととする場合を除く。)

九 第五条第五項第四号に規定する破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力の変更(当該設備の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合に限る。)

(変更の届出)

第十二条 条例第十一条第三項の規定による届出は、再生資源物屋外保管業変更届出書(別記様式第四号)を提出して行わなければならない。

(廃業等の届出)
 第十三条 条例第十三条の規定による届出は、再生資源物屋外保管業廃業等届出書(別記様式第五号)を提出して行わなければならない。

(標識)

第十四条 条例第十四条第一項に規定する標識は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上のものとしなければならない。

2 条例第十四条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 再生資源物屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- 二 再生資源物屋外保管業者の氏名又は名称及び連絡先の電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 再生資源物屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- 四 再生資源物屋外保管事業場の平面図
- 五 第五条第三項で定める区分
- 六 保管物を積み上げる高さのうち最高のもの
- 七 破砕等をする場合にあつては、当該破砕等の種類
- 八 条例第十六条の現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

(公衆の閲覧に供することを要しない場合)
 第十五条 条例第十四条第二項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合
- 二 当該再生資源物屋外保管業者が管理するウェブサイトを有していない場合

(帳簿)
 第十六条 条例第十五条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 再生資源物屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- 二 再生資源物屋外保管業者の氏名又は名称
- 三 再生資源物の取引の年月日
- 四 再生資源物の取引の相手方の氏名又は名称
- 五 取引をした再生資源物の種類
- 六 取引をした再生資源物(当該再生資源物と一体的に取引した物品を含む。)の数量

七 その他知事が定める事項

(帳簿の保存の方法)

第十七条 条例第十五条第三項の規定による帳簿の保存は、当該帳簿を再生資源物屋外保管業者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により作成された当該帳簿に係る記録を再生資源物屋外保管業者の住所又は所在地において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で保存する方法によるものとする。

(廃止の基準)

第十八条 条例第十九条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 再生資源物及び当該事業に伴つて生じる廃棄物が保管されていないこと。
- 二 再生資源物屋外保管事業場の構造物が県民生活の安全の確保及び生活環境の保全において支障を生じさせるおそれがないものであること。

(身分を示す証明書)

第十九条 条例第二十一条第二項に規定する証明書は、身分証明書(別記様式第六号)とする。

(市町村との関係)

第二十条 条例第二十五条第二項の告示には、指定する市町村の名称を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第五項の規定による届出は、再生資源物屋外保管業届出書(附則様式)を提出して行わなければならない。

3 前項の届出書には、再生資源物屋外保管事業場ごとに、条例第七条第二項各号に掲げる事項を記載するとともに、第五条第二項各号に規定する書類を添付しなければならない。

附則様式(規格A4)

(第1面)

再生資源物屋外保管業届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

メールアドレス

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例(以下「条例」という。)附則第5項の規定により、現に行っている再生資源物屋外保管業について、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

再生資源物屋外保管事業場の所在地				
再生資源物屋外保管事業場の敷地面積	m ²			
再生資源物屋外保管事業場の構造				
再生資源物屋外保管事業場の設備				
再生資源物の保管				
保管の場所	位置	面積	保管物の区分	保管物を積み上げる高さ
1		m ²	1 金属スクラップ 2 プラスチック類 3 雑品スクラップ	
2		m ²	1 金属スクラップ 2 プラスチック類 3 雑品スクラップ	
3		m ²	1 金属スクラップ 2 プラスチック類 3 雑品スクラップ	
4		m ²	1 金属スクラップ 2 プラスチック類 3 雑品スクラップ	
5		m ²	1 金属スクラップ 2 プラスチック類 3 雑品スクラップ	
保管の作業の方法及び手順				
積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力				

(再生資源物の破碎等(破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。)をする場合)			
破碎等の場所	位置	面積	破碎等の種類及び方法
1		m ²	1 破碎 2 切断 3 圧縮 4 解体 5 洗浄 6 その他の処理
2		m ²	1 破碎 2 切断 3 圧縮 4 解体 5 洗浄 6 その他の処理
3		m ²	1 破碎 2 切断 3 圧縮 4 解体 5 洗浄 6 その他の処理
4		m ²	1 破碎 2 切断 3 圧縮 4 解体 5 洗浄 6 その他の処理
5		m ²	1 破碎 2 切断 3 圧縮 4 解体 5 洗浄 6 その他の処理
破碎等の作業の方法及び手順			
破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力			

- 備考
- 「保管物の区分」の欄には、保管物の区分のうち、該当する区分の番号を丸印で囲むこと。
 - 「破碎等の種類及び方法」の欄には、破碎等の種類のうち、該当する種類の番号を丸印で囲み、その方法について具体的に記入すること。
 - 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - この届出書は、令和9年3月31日までに提出すること。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の概要を記載した書類 2 再生資源物屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図 3 再生資源物屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 4 再生資源物屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し 5 届出者が再生資源物屋外保管事業場の土地の所有権(届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原)を有することを証する書類 6 届出者が条例第8条第3号イからヨまでに該当しない者であることを誓約する書面 7 届出者が個人である場合には、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45の国籍等)の記載があるものに限る。) (2) 届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者(以下「未成年者」という。)である場合には、その法定代理人の住民票の写し(その法定代理人が法人である場合には、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。))並びにその役員の住民票の写し) 8 届出者が法人である場合には、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) (2) 役員の住民票の写し (3) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあっては、その者の住民票の写し(その者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)) 9 届出者に群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第8条の使用人がある場合には、その者の住民票の写し 10 次に掲げる事項を記載した標準作業書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 再生資源物屋外保管事業場の維持に関する計画 (2) 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法 (3) 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法 (4) 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止する方法 (5) 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止する方法 (6) 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法 (7) 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法 (8) その他知事が定める事項
------------------	--

(第3面)

届出者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(届出者が未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

役員(届出者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の総数		株	出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割合	住所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

規則第8条の使用者(届出者に当該使用者がある場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
条例第16条の現場責任者		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号
上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別記様式第1号(規格A4)(第4条関係)

許可番号 第 号
再生資源物屋外保管業許可証
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例 第7条第1項 第11条第1項 の許可を 受けた者であることを証する。
群馬県知事 印
許可の年月日 年 月 日 許可の有効年月日 年 月 日
1 再生資源物の種類 2 再生資源物屋外保管事業場 所在地 保管物の区分 保管面積 保管物を積み上げる高さ 破碎等をする場合、破碎等の種類 3 許可の条件 4 許可の更新、変更の状況 年 月 日 (内容)

別記様式第2号(規格A4)(第5条関係)

(第1面)

再生資源物屋外保管業許可の更新申請書

年 月 日

群馬県知事 宛て

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

メールアドレス

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例(以下「条例」という。)第7条第1項又は第3項の規定により、再生資源物屋外保管業の許可又は許可の更新を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。

再生資源物屋外保管事業場の所在地				
再生資源物屋外保管事業場の敷地面積	m ²			
許可年月日※	年 月 日			
許可番号※	第 号			
再生資源物屋外保管事業場の構造				
再生資源物屋外保管事業場の設備				
再生資源物の保管				
保管の場所	位置	面積	保管物の区分	保管物を積み上げる高さ
1		m ²	1 金属スクラップ 2 プラスチック類 3 雑品スクラップ	
2		m ²	1 金属スクラップ 2 プラスチック類 3 雑品スクラップ	
3		m ²	1 金属スクラップ 2 プラスチック類 3 雑品スクラップ	
4		m ²	1 金属スクラップ 2 プラスチック類 3 雑品スクラップ	
5		m ²	1 金属スクラップ 2 プラスチック類 3 雑品スクラップ	
保管の作業の方法及び手順				

積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力				
(再生資源物の破砕等(破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。)をする場合)				
破砕等の場所	位置	面積	破砕等の種類及び方法	
1		m ²	1 破砕 2 切断 3 圧縮 4 解体 5 洗浄 6 その他の処理	
2		m ²	1 破砕 2 切断 3 圧縮 4 解体 5 洗浄 6 その他の処理	
3		m ²	1 破砕 2 切断 3 圧縮 4 解体 5 洗浄 6 その他の処理	
4		m ²	1 破砕 2 切断 3 圧縮 4 解体 5 洗浄 6 その他の処理	
5		m ²	1 破砕 2 切断 3 圧縮 4 解体 5 洗浄 6 その他の処理	
破砕等の作業の方法及び手順				
破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力				

- 備考
- 1 許可の更新をする場合にあっては、※印の欄を記載すること。
 - 2 「保管物の区分」の欄には、保管物の区分のうち、該当する区分の番号を丸印で囲むこと。
 - 3 「破砕等の種類及び方法」の欄には、破砕等の種類のうち、該当する種類の番号を丸印で囲み、その方法について具体的に記入すること。
 - 4 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の概要を記載した書類 2 再生資源物屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図 3 再生資源物屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 4 再生資源物屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し 5 申請者が再生資源物屋外保管事業場の土地の所有権(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原)を有することを証する書類 6 申請者が条例第8条第3号イからヨまでに該当しない者であることを誓約する書面 7 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45の国籍等)の記載があるものに限る。) (2) 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者(以下「未成年者」という。)である場合には、その法定代理人の住民票の写し(その法定代理人が法人である場合には、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。))並びにその役員の住民票の写し) 8 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) (2) 役員の住民票の写し (3) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあっては、その者の住民票の写し(その者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)) 9 申請者に群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第8条の使用人がある場合には、その者の住民票の写し 10 次に掲げる事項を記載した標準作業書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 再生資源物屋外保管事業場の維持に関する計画 (2) 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法 (3) 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法 (4) 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止する方法 (5) 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止する方法 (6) 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法 (7) 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法 (8) その他知事が定める事項
------------------	--

(第3面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

規則第8条の使用人(申請者に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
条例第16条の現場責任者		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号
上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別記様式第3号(規格A4)(第11条関係)

(第1面)

再生資源物屋外保管業変更許可申請書

年 月 日

群馬県知事 宛て

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

メールアドレス

年 月 日付け群馬県指令 第 号で許可を受けた事項について、変更したいので、群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例(以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

	変更後	変更前
変更の内容		
変更の理由		

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類 2 変更後の再生資源物屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図 3 変更後の再生資源物屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 4 再生資源物屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し 5 申請者が再生資源物屋外保管事業場の土地の所有権(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原)を有することを証する書類 6 申請者が条例第8条第3号イからヨまでに該当しない者であることを誓約する書面 7 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45の国籍等)の記載があるものに限る。) (2) 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者(以下「未成年者」という。)である場合には、その法定代理人の住民票の写し(その法定代理人が法人である場合には、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。))並びにその役員の住民票の写し) 8 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) (2) 役員の住民票の写し (3) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあっては、その者の住民票の写し(その者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)) 9 申請者に群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第8条の使用人がある場合には、その者の住民票の写し 10 次に掲げる事項を記載した標準作業書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 再生資源物屋外保管事業場の維持に関する計画 (2) 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法 (3) 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法 (4) 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止する方法 (5) 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止する方法 (6) 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法 (7) 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法 (8) その他知事が定める事項
------------------	--

(第3面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	株	出資の額
		保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割合	住所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

規則第8条の使用人(申請者に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
条例第16条の現場責任者		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号
上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別記様式第4号(規格A4)(第12条関係)

再生資源物屋外保管業変更届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者
 住所
 氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号
 担当者名
 メールアドレス

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例(以下「条例」という。)第11条第3項の規定により、再生資源物屋外保管業の許可に係る事項を変更したので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号	第 号	
再生資源物屋外保管 事業場の所在地		
変更した事項の内容	変更後	変更前
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

備考 1 届出者の氏名若しくは名称又は住所の変更については、住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)を添付すること。

届出者が法人である場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名の変更については、登記事項証明書を添付すること。

- 2 届出者に係る法定代理人の変更については、新たに法定代理人になった者の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。))並びにその役員の住民票の写し)を添付すること。
- 3 届出者に係る役員の変更については、新たに役員になった者の住民票の写し及び条例第8条第3号イからヨまでに該当しない者であることを誓約する書面を添付すること。
- 4 届出者に係る発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の変更については、新たにこれらの者になったものの住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。))を添付すること。
- 5 その他知事が必要と認める書類を添付すること。
- 6 この届出書は、許可を受けた事項を変更した日から30日以内に提出すること。

(第2面) 【変更後の状況】

届出者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第3面) 【変更後の状況】

役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住	所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割合	住 所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面) 【変更後の状況】

規則第8条の使用者(申請者に当該使用者がある場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
条例第16条の現場責任者		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号
上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	役職名・呼称	連絡先の電話番号

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別記様式第5号(規格A4)(第13条関係)

再生資源物屋外保管業廃業等届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

メールアドレス

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例(以下「条例」という。)第13条各号のいずれかに該当することとなったので、同条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
再生資源物屋外保管業者であつた者の氏名又は名称	
再生資源物屋外保管事業場の所在地	
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の事由	1 死亡 2 法人の合併による消滅 3 法人の破産手続開始の決定による解散 4 法人の合併又は破産手続開始の決定以外の理由による消滅又は解散 5 許可に係る再生資源物屋外保管業の全部廃止
保管物の取扱い方針	

- 備考 1 「廃業等の事由」の欄には、条例第13条各号の廃業等の事由のうち、該当する事由の番号を丸印で囲むこと。
- 2 再生資源物屋外保管事業場の現状における現場写真を添付すること。
- 3 この届出書は、廃業等の事由に該当することとなった日から30日以内に提出すること。

別記様式第6号(第19条関係)

(表)

身分証明書		第 号										
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">写</td> <td style="padding: 5px;">真</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">縦</td> <td style="padding: 5px;">3 cm</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">横</td> <td style="padding: 5px;">2 cm</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">群</td> <td style="padding: 5px;">馬</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">県</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	写	真	縦	3 cm	横	2 cm	群	馬	県		所属 職名 氏名	年 月 日生
写	真											
縦	3 cm											
横	2 cm											
群	馬											
県												
上記の者は、群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例第21条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。												
年 月 日		群馬県知事 印										

(裏)

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例抜粋

(立入検査)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、再生資源物又は再生資源物であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第3項又は第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十号

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十年群馬県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

- 2 前項の場所における利用時間、利用方法その他必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て別に定めるものとする。
3 指定管理者は、前項の事項を利用者に周知するものとする。
別表赤城ふれあいの森の項中

Table with 2 columns: あかぎ木の家, 有料公園施設

Table with 2 columns: あかぎ木の家(時間利用), 有料公園施設(宿泊)

を に改める。

別記様式第四号中

Table with 2 columns: 男, 女

を に改める。

別記様式第五号中

Table with 2 columns: 男, 女

を に

Table with 2 columns: 申 申, 日 日, (曜 曜), 時 時, 分 分, まで

を

Table with 2 columns: 申 申, 日 日, (曜 曜), 時 時, 分から

を に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十一号

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十八年群馬県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「農林部」を「専門教育」に、「研修部」を「研修」に改める。
第二条の見出し中「農林部及び研修部」を「群馬県立農林大学校」に改め、同条第一項中「農林部」を「群馬県立農林大学校(以下「大学校」という。)」に改め、「教育」の下に「(以下「専門教育」という。)」を加え、同条第二項中「研修部」を「大学校」に改める。
第二章の章名を次のように改める。

第二章 専門教育

第三条第一項中「第三条第二項」を「第三条」に、「農林部の学科(以下「学科」という。)」を「コース」に改め、同項の表を次のように改める。

Table with 3 columns: 名称, 学年ごとの定員, 修業年限. Rows include 野菜コース, 花き・果樹コース, 酪農肉牛コース, 農産・加工コース, 環境森林コース, 社会人コース.

第三条第二項を次のように改める。

- 2 前項に規定するコース(以下「各コース」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百二十五条第一項に規定する専門課程として置くものとする。
第三条に次の一項を加える。

3 第一項に規定するほか、各コースの定員は、別に定める。

第四条第一項中「農林部」を「各コース」に改める。

第五条第一項中「農林部」を「各コース」に改め、同項第七号中「群馬県立農林大学校(以下「大学校」という。)」を「大学校」に改める。

第七条第二項中「第三条第二項に規定する農業経営学科の社会人コース(以下「農業経営学科社会人コース」という。)」を「第三条第一項に規定する社会人コース」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 就農意欲の高い者で県内に就農を希望するもの

第八条第一項中「農林部」を「各コース」に改める。

第九条第三項中「別に定めるところにより、学科(農業経営学科社会人コースを除く。)(一)の」を削る。

第十二条第一項中「農林部」を「各コース」に改め、同条第二項ただし書中「を限り」を「に限り」に改める。

第十四条第一項中「農林部における学科(農業経営学科社会人コースを除く。)(一)を「各コース」に改め、「四年」の下に「(社会人コースにあつては二年)」を加え、同条第二項を削る。

第十五条中「農林部」を「各コース」に改める。

第十六条第二項ただし書及び第二十二条第一項第一号中「農業経営学科」を削る。第三章の章名を次のように改める。

第三章 研修

第二十三条中「研修部」を「大学校」に改める。

別記様式第一号中「あて」を「宛て」に、

「希望学科 第1希望 学科(コース) 」を

「希望 第2希望 学科(コース) 」

「希望コース 第1希望 ロース 」

「希望 第2希望 ロース 」に改める。

改める。

「本人現住所」

別記様式第四号中「あて」を「宛て」に、

「氏名」を「ふりがな」に、

「上記の者が貴大学校に入校した後は、規則等を堅く守らせ、在学中の本人に係る責任は、私どもが連帯して引き受けることを誓約します。」

「上記の者が貴大学校に入校した後は、規則等を堅く守らせ、在学中の本人に係る一切の責任は、私たちが連帯して引き受けることを誓約します。」

「本人との続柄」

氏名 印 氏名

氏名 印 氏名

「本人との続柄」

別記様式第五号中「あて」を「宛て」に改める。

別記様式第六号中「退校」を「退学」に、「あて」を「宛て」に改める。

別記様式第七号中「学科名」を「課程」に改める。
別記様式第八号中「学科名」を「コース名」に改める。
別記様式第九号中「学科名」を「コース名」に、「証します。」を「証します」に改める。

別記様式第十号及び別記様式第十二号中「学科名」を「課程」に、「科目」を「科目」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 令和八年三月三十一日に農林部に在学する者に係る学科及びコースについては、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十二号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成十五年群馬県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一機械系の項中

振動試験機(大型)	一時間につき	三、三〇〇円
-----------	--------	--------

振動試験機(大型)	一時間につき	三、三〇〇円
加速度ピックアップ	一時間につき	五〇〇円

別表第三試験の項中		
-----------	--	--

改める。

共振試験	一件につき	六、九〇〇円
------	-------	--------

共振試験	一件につき	六、九〇〇円
特殊なもの	一件につき	七、二〇〇円

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十三号

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十一年群馬県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。
(利用料金等)

第四条 指定管理者が条例第十三条第二項に規定する利用料金を定め、又は変更する場合において、同項の規定により知事の承認を得ようとするときは、武尊山観光レクリエーション施設利用料金承認申請書(別記様式第三号)を知事に提出するものとする。

2 知事は前項の承認をしたときは、武尊山観光レクリエーション施設利用料金承認書(別記様式第四号)を指定管理者に交付するものとする。

(利用料金の返還申請)

第五条 条例第十五条ただし書の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、武尊山観光レクリエーション施設利用料金返還申請書(別記様式第五号)を指定管理者に提出しなければならない。

第六条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第十三条第二項」を「第十六条」に、「使用料の全額若しくは一部の免除又は還付」を「利用料金の減免」に、「武尊山観光レクリエーション施設使用料減免・還付申請書(別記様式第三号)を知事」を「武尊山観光レクリエーション施設利用料金減免申請書(別記様式第三号)を指定管理者」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(指示)

第七条 指定管理者は、武尊山観光レクリエーション施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対して必要な指示をすることができる。

(施設の損傷の届出)

第八条 利用者は、その利用中に施設が損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、武尊山観光レクリエーション施設の管理に關し必要な事項は、知事の承認を得て、指定管理者が別に定める別表を削る。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊦」を「㊧」に改める。
別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第3号(規格A4)(第4条関係)

武尊山観光レクリエーション施設利用料金承認申請書

年 月 日

群馬県知事 宛て

指定管理者名

下記のとおり利用料金を(決定・変更)したいので、承認を申請します。

記

宝台樹キャンプ場利用料金

区分	利用料金(一人一泊につき)
小学校、中学校及びこれらに準ずる学校その他の施設の児童及び生徒	
その他の者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)	

別記様式第三号の次に次の三様式を加える。

別記様式第4号(規格A4)(第4条関係)

武尊山観光レクリエーション施設利用料金承認書

年 月 日

指定管理者 様

群馬県知事

年 月 日付けで承認申請のあった武尊山観光レクリエーション施設の利用料金については、申請書のとおり承認する。

別記様式第5号(規格A4)(第5条関係)

武尊山観光レクリエーション施設利用料金返還申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

住所

氏名

次のとおり利用料金を返還してください。

返還の額	円
返還申請の理由	

別記様式第6号(規格A4)(第6条関係)

武尊山観光レクリエーション施設利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

住所

氏名

次のとおり利用料金を減免してください。

免除の別	全部免除・一部免除
免除の額	円
免除申請の理由	

附則
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十四号

群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立公園条例施行規則(昭和三十三年群馬県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「別記様式第三号の二」を「別記様式第三号の三」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 群馬の森の管理棟多目的室 群馬の森管理棟多目的室利用許可申請書(別記様式第三号の二)

第四条第二項中「別記様式第三号の三」を「別記様式第三号の四」に、「別記様式第三号の四」を「別記様式第三号の五」に改める。

第六条第二項第一号中「(ぐんまこどもの国児童会館を除く。)」を削る。

第十条の四第一号中「(ぐんまこどもの国児童会館を除く。)」を削り、「第二号」を「第三号」に改める。

別表第二号の表敷島公園の項の次に次のように加える。

群馬の森	管理棟(多目的室)	毎年一月四日から十二月二十八日まで	午前八時三十分から午後五時まで
------	-----------	-------------------	-----------------

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「㊦」を「㊧」に改める。

別記様式第三号の四を別記様式第三号の五とし、別記様式第三号の三を別記様式第三号の四とする。

別記様式第三号の二中「㊦」を「㊧」に改め、同様式を別記様式第三号の三とし、別記様式第三号の次に次の一様式を加える。

別記様式第3号の2(規格A4)(第4条関係)

群馬の森管理棟多目的室利用許可申請書

年 月 日

群馬県知事 宛て

団 体 名
 団 体 所 在 地
 フ リ ガ ナ
 代 表 者 氏 名
 代 表 者 住 所
 生 年 月 日

次のとおり利用したいから許可してください。

日 時	年 月 日 (曜日) 時から		
	年 月 日 (曜日) 時まで		
目 的		利用予定 人 員	人
利用責任者	住 所		
	フリガナ 氏 名		電 話
※許可条件		そ の 他 参 考 事 業	
<p>○ 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。</p> <p>□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。</p> <p>※ 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。</p>			

注 ※欄は、記入しないこと。

別記様式第五号から別記様式第十号まで、別記様式第十号の三、別記様式第十号の四及び別記様式第十二号から別記様式第十六号までの規定中「㊦」を「㊧」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項第一号の改正規定及び第十条の四第一号の改正規定（「第二号」を「第三号」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第三十五号

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営住宅管理条例施行規則（昭和三十五年群馬県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第五条第一項第一号イ」を「第五条第一項第一号ハ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 入居者及び同居者がいずれも六十歳以上の者

第三条の二第一項第三号を削り、同条第二項第五号を次のように改める。

五 十八歳未満の者を扶養し、これと現に同居し、又は同居しようとする者

第三条の二第二項に次の一号を加える。

六 三十九歳以下の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のみと現に同居し、又は同居しようとする三十九歳以下の者

第十条中「入居予定者の印鑑証明書及び」を削る。

第二十六条第一項中「かかっている者」の下に「生活保護法第六条第一項の被保護者で同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関の推薦を受けたもの」を加える。

第二十九条第二号中「第五条第一項第一号イ」を「第五条第一項第一号ハ」に、「同号イ」を「同号ハ」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別紙様式第1号(規格A4)(第2条関係)

県営住宅入居申込書 群馬県知事(群馬県住宅供給公社 理事長) 宛て 私は、群馬県県営住宅管理条例に基づく県営住宅に入居したいので、申し込みます。 なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に入居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、入居予定者の選定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。 また、入居承認の上は、申込者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。 暴力団員であるか否かの確認のため、群馬県警察本部に照会がなされることに同意します。					年 月 日	
申込団地		住宅コード ※抽選の場合		※住宅コードは「住宅コード表」の住宅コードを記入してください。		
申込者	電話番号	※平日の日中に連絡のつく番号 — —		電話番号②	※その他の連絡先(代理人の場合は氏名・申請者との関係を記入してください。) (— —)	
	現住所	※建物名・部屋番号まで必ず記入してください。				
	勤務先の名称	勤務先の所在地		電話 (— —)		
	続柄	フリガナ 氏 名		生年月日	職 業	左記の開始年月(就職・開業・退職等)
	本人			年 月 日 満 (歳)	会社員・パート・アルバイト 自営業・年金受給者・無職 学生(小・中・高・専・大 学 年) その他 ()	年 月
県営住宅に同居する親族			年 月 日 満 (歳)	会社員・パート・アルバイト 自営業・年金受給者・無職 学生(小・中・高・専・大 学 年) その他 ()	年 月	
			年 月 日 満 (歳)	会社員・パート・アルバイト 自営業・年金受給者・無職 学生(小・中・高・専・大 学 年) その他 ()	年 月	
			年 月 日 満 (歳)	会社員・パート・アルバイト 自営業・年金受給者・無職 学生(小・中・高・専・大 学 年) その他 ()	年 月	
別居扶養親族の人数 ※申込者又は同居者の扶養親族で県営住宅に入居しない方がいる場合は、扶養されている方が確認できる書類(氏名、生年月日等)を添付してください。			人	※外国人の方は申込者、同居者全員の在留カードの写し(両面)を添付してください。		

優遇資格のある方(該当する事項に○を付けてください。)

① 高齢者	② 障害者(身体・精神・知的 ・難病患者等・戦傷病者 級)	③ ひとり親(非婚・離婚成立・死別) 子の親権(有・無)
④ 子育て	⑤ 未来づくりパートナー	⑥ 生活保護
⑦ 原爆被爆者又は永住帰国者 (引揚者)	⑧ 支援対象避難者	⑨ ハンセン病療養
⑩ DV被害者	⑪ 犯罪被害者	⑫ 落選5回以上

住宅に困っている状況(該当する全ての事項に○を付けてください。)

① 部屋が狭い	② 家賃が高い	③ 通勤時間に片道2時間以上かかる
④ 結婚後の住居がない	⑤ 住宅でない建物に居住	⑥ 他の世帯と同居(親子等は除く)
⑦ 正当な立退要求を受けている	⑧ その他()	

現在住んでいる住宅(該当する事項に○を付けてください。)

① 県営住宅	② 公社・特貸住宅	③ 市町村営住宅	④ 民間の賃貸住宅
⑤ 社宅・寮	⑥ 家族と同居	⑦ その他()	

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(条例第七条の規則で定める公契約)

第三条 条例第七条の規則で定める公契約は、次に掲げるものとする。

- 一 工事の請負をその内容とする公契約であつて、予定価格が五億円以上のもの
- 二 次に掲げるいずれかの業務の委託を内容とする公契約であつて、予定価格が一千万円以上のもの
 - イ 県の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地(以下「庁舎等」という。)の清掃の業務
 - ロ 庁舎等の警備の業務(警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第五項に規定する機械警備業務を除く。)
 - ハ 庁舎等の受付又は案内の業務
 - ニ 電話交換の業務
- 三 前二号で掲げるもののほか、県が公契約従事者の労働環境の整備状況について確認を要する事由が生じたと認める公契約

第四条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十七号

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表使用料の項第四号中「別表第四」を「別表第五」に改め、同表手数料の項第十七号中「群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例」を「群馬県衛生環境研究所手数料条例」に改め、同項第四十六号の次に次の一号を加える。

四十六の二 群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例(令和八年群馬県条例第二十二号)第二十三条に規定する手数料

別表第一第一号の表手数料の項第七十四号中「別表第五から別表第七まで」を「別表第六から別表第八まで」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表手数料の項第四十六号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第83号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示（平成30年群馬県告示第97号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月26日

群馬県知事 山本 一 太

「第11条まで」を「第11条の2まで」に改め、表第9条第5項の項中「0.9647576156342」を「0.9712652621211」に改め、表第9条第8項の項中「0.999999999437」を「0.9999999994538」に改め、表第10条第3項の項中「0.9572473590688」を「0.9623591050557」に改め、表第10条第6項の項中「0.9999999987609」を「0.9999999984357」に改め、表第11条第3項の項中「0.9878492782933」を「0.9985040799065」に改め、表第11条第6項の項中「0.9999999959282」を「0.9999999952447」に改め、表に次のように加える。

第11条の2第3項	子ども・子育て支援納付金納付金所得係数	0.9712652621211
第11条の2第6項	子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数	1.0483101941507
第11条の2第7項	子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

教育委員会規則

群馬県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第四号

群馬県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県行政手続条例施行規則(平成八年群馬県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(公示の方法による通知の方法)

第三条 群馬県行政手続条例第十五条第四項(同条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と公示事項(同条例第十五條第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

群馬県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第五号

群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(群馬県教育委員会事務局組織規則の一部改正)
第一条 群馬県教育委員会事務局組織規則(平成十六年群馬県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表管理課の項中「県立学校施設係」の下に、「県立学校設備係」

を加え、同表高校教育課の項中「教科指導係、高校教育改革推進係」を「教科指導第一係、教科指導第二係、高校未来づくり室」に改め、同条第二項中「室に」の下に「それぞれ」を加え、同項の表に次のように加える。

高校教育課

高校未来づくり室

高校未来づくり係

第五条第六項中「管理主事、主任指導主事」を「主任指導主事、主任社会教育主事、管理主事」に改める。

(群馬県教育委員会事務局教育事務所設置に関する規則の一部改正)

第二条 群馬県教育委員会事務局教育事務所設置に関する規則(昭和四十六年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「主任指導主事」の下に、「主任社会教育主事」を加える。

(群馬県立図書館組織規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「補佐」の下に、「主任指導主事、主任社会教育主事」を加える。

一 群馬県立図書館組織規則(昭和五十三年群馬県教育委員会規則第七号)第四条第二項

二 群馬県立文書館組織規則(昭和五十七年群馬県教育委員会規則第二号)第四条第二項

三 群馬県立ぐんま天文台組織規則(平成十一年群馬県教育委員会規則第十五号)第四条第二項

四 群馬県立ぐんま昆虫の森組織規則(平成十七年群馬県教育委員会規則第十二号)第四条第二項

五 群馬県生涯学習センター組織規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第十二号)第五条第二項

六 群馬県立青少年自然の家組織規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第十六号)第四条第二項

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第六号

群馬県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

規則(平成十七年群馬県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「手続等」の下に「、群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十七年群馬県条例第二十号。以下「条例」という。)」第三条から第六条までの規定に基づき、「又は」の下に「他の」を加え、同条に次の一項を加える。

2 教育委員会の所管する手続等(条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の例による。

第二条第一項中「群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十七年群馬県条例第二十号。以下「条例」という。)」を「条例」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

第三条第一項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「であつて次に掲げる機能を有するもの」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「前項の規定により」「教育委員会が指定するところにより電子署名を行うこととされている」に、「同項」を「前項」に、「教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければ」「送信しなければ」に改め、同項ただし書中「、又は県の機関が申請等を行う場合において教育委員会の定める情報処理システムを使用するとき」を削り、同条第三項中「氏名又は名称を明らかにする措置」を「県の執行機関等が定めるもの」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 条例第三条第五項の情報通信技術を利用する方法であつて県の執行機関等が定めるものは、第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

7 条例第三条第六項の県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等を行う者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと教育委員会が認める場合

第四条第一項中「(条例第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)」を削り、「に備えられたファイルに記録しなければならない」を「から入力して行う

ものとす」に改め、同条第三項中「氏名又は名称を明らかにする措置」を「県の執行機関等が定めるもの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書中「県の機関に対して処分通知等を行う場合で、教育委員会の定める情報処理システムを使用するとき」を「書面等により通知を行うときに公印の押印を省略することができるときについて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会等は、前項の規定により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の意思を次の各号のいずれかの方式により確認することとする。

一 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の届出

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会等が定める方式

第四条に次の一項を加える。

5 条例第四条第五項の県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある」と教育委員会が認める場合

第六条第一項中「を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他教育委員会が必要と認める」を「に係る」に、「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

第六条第二項中「氏名又は名称を明らかにする措置」を「県の執行機関等が定めるもの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第七条 条例第八条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条に規定するもののほか、教育委員会が別に定めるものとする。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

■ 公安委員会規則

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

群馬県公安委員会委員長 久保田 寿 栄

群馬県公安委員会規則第5号**群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則**

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年群馬県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第11条」に改める。

第5条第4項を削り、同条第5項中「第1項から第3項まで」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

8 情報通信技術利用条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法は、第1項及び第2項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

第6条第1項中「第6条第6項」の次に「又は情報通信技術利用条例第3条第6項」を加える。

第9条第1項中「を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他本部長が必要と認める」を「に係る」に、「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

(添付書面等の省略)

第10条 情報通信技術利用条例第8条の書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

■ 警察本部告示**◎群馬県警察本部告示第2号**

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月26日

群馬県警察本部長 丸 山 潤

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則の一部を改正する告示

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則(令和7年群馬県警察本

部告示第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条第5項」を「第5条第4項」に改める。

第5条中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

■ 企業管理規程

群馬県行政手続条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県企業管理者 成田正士

群馬県企業管理規程第三号

群馬県行政手続条例施行規程の一部を改正する規程

群馬県行政手続条例施行規程(平成八年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(公示の方法による通知の方法)

第三条 群馬県行政手続条例第十五条第四項(同条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と公示事項(同条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附則

この規程は、令和八年五月二十一日から施行する。

■ 病院管理規程

群馬県行政手続条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本一太

群馬県病院管理規程第一号

群馬県行政手続条例施行規程の一部を改正する規程

群馬県行政手続条例施行規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(公示の方法による通知の方法)

第三条 群馬県行政手続条例第十五条第四項(同条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と公示事項(同条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附則

この規程は、令和八年五月二十一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
